

議員定数等検討特別委員会会議録

日 時 平成21年3月5日(木)午後1時50分

場 所 第一委員会室

協議事項

1. 問題の検討

- (1) 議員定数について
- (2) 議員報酬、政務調査費について
- (3) その他

出席委員・議員

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|------|----|----|---|
| 委員長 | 永田 | 公由 | 君 | 副委員長 | 柴田 | 博 | 君 |
| 委員 | 金田 | 興一 | 君 | 委員 | 中村 | 努 | 君 |
| 委員 | 丸山 | 寿子 | 君 | 委員 | 太田 | 茂実 | 君 |
| 委員 | 古厩 | 圭吾 | 君 | 委員 | 中原 | 輝明 | 君 |
| 議長 | 中野 | 長勲 | 君 | 副議長 | 塩原 | 政治 | 君 |

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

なし

議会事務局職員

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|-----|----|---|---|
| 局長 | 酒井 | 正文 | 君 | 次長 | 中島 | 誠 | 君 |
| 議事調査係長 | 木下 | 博治 | 君 | 庶務係 | 大村 | 一 | 君 |

午後1時50分開会

委員長 それでは定刻になりましたので、議員定数等検討特別委員会を開会させていただきます。本会議終了後お疲れのところ、大変御苦勞様でございます。それでは、協議事項に入らせていただきます。まず、議員定数につきましてですけれども、前回の委員会におきまして、それぞれ皆様から御意見をいただき、会派に帰って報告をしていただきたいということをお願いをしております。本日、議員定数等の削減数につきましては、決定をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。それでは、皆様のほうで何か、最終的に付け加えること、また、御意見等ございましたら、お願いをいたします。

ございませんか。それでは、再確認という意味で、中原委員のほうから削減数について、お願いをしたいと思います。

中原輝明委員 全体に少しあるけれど、帰って相談したのだが、1つは、しかられたけれど、任されるという

ことで、4人でやると言われてきたのだけれど、あとはお任せということなので、私は2人。

委員長 太田委員はいかがですか。

太田茂実委員 うちの会派も2人です。

金田興一委員 うちも2人です。

委員長 古厩委員はどうですか。

古厩圭吾委員 0人です。

委員長 丸山委員。

丸山寿子委員 市民派連合は2人です。

委員長 中村委員。

中村努委員 2人です。

委員長 柴田委員。

柴田博委員 0です。

委員長 0ですね。それでは、今、お聞きのように、削減数につきまして、2人と0人ということがございますので、本来、あまり採決ということはしたくないのですけれども、きちんとする意味で、採決をさせていただきたいと思います。削減数につきまして、2人を良しとする方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

はい、ありがとうございました。

念のため、0という方の挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数ということで、削減数につきましては2人ということで決定をさせていただきます。ありがとうございました。

太田茂実委員 確認ですが、定数は22人ということですか。

委員長 はい、そうです。それで、3月19日の本会議の最終日に条例の改正案を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、次長のほうで、条例の改正案について話をしてください。

議会事務局次長 今、資料をお配りします。

委員長 それでは、資料の説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、お配りした資料ですが、1枚目でございますが、これは現行の定数に関する条例ということで、2行だけの例規でございますが、塩尻市議会議員の定数を24人とするというものの、24を变えるというものになります。

次のページをお願いいたします。この資料は会議前に作ったものですから空欄になっておりますけれども、議員提出議案ということで、塩尻市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例ということで、本則中、24人を、空欄になっておりますが、22人に改めるというものでございます。附則としまして、この条例は公布の

日から施行するということでありまして、現在、行政係との調整の中では、今議会に提案された議案については、25日ごろ公布していきたいと。その日から有効ということになります。

委員長 3月25日ですね。

議会事務局次長 はい、3月25日ということになります。適用項目にございますが、この条例は公布の日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行されるということで、但し書きがございます。こちらにつきましては、自治法の中で議員の条例定数は決まっておりますけれども、定数の変更は一般選挙のときでなければできないという定めがございます。ですから補欠選挙であるとか、補充選挙が生じたときにでも。この条例は今月から公布されますけれども、次回の一般選挙、全員を対象とした選挙でなければ変えられないということになりますので、仮に22ということ条が施行されましても、その間に、たとえば欠員ができて市長選挙にあわせて補欠選挙をするときに、欠員が2人いたからちょうど2人だから補欠選挙をやらなくてもいいということではなくて、次の選挙までの間は24が継続されるということでございますので、お願いしたいと思います。

裏面は、この対照表ということで、これを本会議に出すという資料になりますので、お願いしたいと思います。以上です。

委員長 何か、質問ございますか。

中村努委員 確認なのですが、市長が議会を解散した場合、そのときに行われる選挙というのは一般選挙になるのですか。

議会事務局次長 言葉不足ですみません。一般選挙というのは、定数全員を対象とした選挙ということになりますので、解散も任期満了も同じ考えであります。

委員長 ほかにございませんか。

それでは、そのようなことで3月19日の本会議に提案をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして2番の議員報酬、政務調査費についてでございますが、この件に関しましては、平成20年12月18日の当委員会におきまして、定数問題の結論が出た後に、研究、検討を進めていくということで合意をいただいております。しかしながら、今日の経済、雇用の状況というのは、当時と比べましても一段と厳しさを増しておりますし、本会議等でも明らかになりましたように、本市の景気、雇用の情勢も著しく悪化しております。市民の皆さんは、おそらく日々の暮らしの中で大きな不安を抱きながら生活をされていることと思います。そうした状況を見るときに、議員報酬、政務調査費について研究、検討を進めていくということは、現時点では適切ではないというふうに私は考えます。そこで、委員の皆さんの御意見、お考えをお聞かせいただければ大変ありがたいというふうに思いますが、いかがでございましょう。

太田茂実委員 誰も意見がないようですが、今、委員長が言われたとおり、報酬は改めて、定数になったときに、特別職の報酬委員会ですか、そちらに諮問をして決定してもらうのが妥当ではないかなというふうに思います。ただし、政務調査費については、大勢の意見だと思いますが、月1万円くらいではどうかなという考えをもちておりますが、これは皆さんの御意見をお聞きした上で態度を決めたいと思います。

委員長 はい、では、ほかにございませんか。

金田興一委員 今、冒頭、委員長のほうから、今を取り巻く国内外の情勢等のお話がありましたので、私は、

委員長のお考えでよろしいかと思ます。

委員長 そうですか、ありがとうございます。

中村努委員 先日、議会運営委員会で、伊賀市と北名古屋市、視察をさせていただいて、議会基本条例について勉強させていただいたわけですが、両市とも、なかなかしっくりしたような感じではなかったのですが、議会とはこういう仕事をするのだという明確な、市民に対して説明ができる、そういうものを作る過程であるならば、議員報酬はこのくらいであろう、政務調査費としてこのくらいは必要であろうという説明がつくような議論ができるのではないかなと思いますので、ぜひ、もうすぐ議長が代わるでありましょうから、5月には、また、その時点で議長のほうから、議会基本条例の上程も含めた研究を諮問していただければ、その中で検討していけばいいのかなと思います。

委員長 この委員会ではいいということですか。

中村努委員 いいと思います。

委員長 わかりました。ほかにいかがですか。

丸山寿子委員 会派の中からも、今の情勢をいろいろ考えたときに、委員長が言いましたように、そういう意見が中を出されまして、今回はそのことでは研究はしなくてよいという考えですので、私も同じ考えです。

なお、今、中村委員から出ましたけれども、市民に対して議会がどのようなことをしているということは、今さまざまな財政の勉強会だとか議会のあり方について非常に勉強する機会が持たれておりまして、全国の議員がそういうところに向向いておりまして、全国のいろいろな例を示されているわけなのですが、その点につきましても、本当にぜひ必要なことだと思いますので、今後そういったことを研究し、また実際に行動として議員のほうからもしていかれるような、そういったことをやっていただけたらということを思います。

委員長 はい、ありがとうございました。ほかにいかがですか。

古厩圭吾委員 相対的に見ますと、若干異論があるわけですが、そうは言っても、委員会での方向性でございます。言うならば、そういうことで削減をしたからうんぬんという方向を感じられるような形の中で事を検討することは、決してさわやかなことでもございませんので、含めまして、これはある程度期限をおいて、それなりの、議員自身が自己研さんをしっかり積んで、その上で検討すべきことであろうと思いますので、今回は委員長の方向でいいと思います。

委員長 はい、ありがとうございました。

中原輝明委員 私も同じです。

委員長 はい、柴田委員は良いですか。いいですか。それでは、多数の意見が私の考えと同じだということでございますので、当委員会の審議につきましては本日をもって終了とさせていただき、3月19日の本会議に特別委員会の廃止の提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。

議会事務局次長 それでは、資料を配らせていただきますので、お願いいたします。

それでは、資料をただいまお配りしましたけれども、現在、事務局で考えております最終日の議事日程の一部でございます。ただいま、当特別委員会につきましては、任務は終了したという御確認をいただきましたので、

その廃止ということと、それと定数、さきほどの条例の提案という2つの大きな仕事が残っています。そういうことで、日程第1としまして、付託されました議案につきまして全部終わったところで、閉会中の継続審査を行いまして、その後、以前議運のほうで協議いただきました地域開発特別委員会に市立体育館のことを付け加えるということでの日程が第3に入ります。その後、従来、特別委員会も任期途中で廃止する場合には、業務が終了したということで委員長報告をいただきまして、その後この廃止を諮って、特別委員会の廃止をしているということでございますので、日程第4で永田委員長さんにきょうに至るまでの経過の報告をいただいて、廃止をいただくという形になります。

最後になりますけれど、議員提出議案ということになりまして、ただいま御確認いただきました定数に関する条例の一部を改正する条例を改正していくという形になります。ほかの市で例を見ますと、特別委員会を設置した市におきましては、この条例につきましては、特別委員長さんが提案をしているという例がございます。前回、塩尻市におきましては、議会改革で検討されて、提案は議運の委員長だったということで、議会改革が正規の会議ではないということで議運がもったわけですが、今回の場合には、他市にならって特別委員長さんにさせていただくのがよろしいかというふうに事務局では考えているわけです。

ただその前に、特別委員会が廃止になりますので、提案のときには、もう特別委員会は存在しないということになりますので、以前の意見書の出し方と同じように提出者と、並びに賛成者という連名で出すという方法になるかと思えます。従来の委員会のときには、賛成多数になったときには、常任委員会もそうですが、議員さんの御意向によって、賛成者に反対された議員さんが入らない場合もございましたので、賛成議員さんをどうするのかという御確認をいただきたいというふうに思います。

それから、日程第2でございますが、定数が22になりますと、今、委員会条例が議員24人で各委員会が8人ずつということになっておりますので、そちらも連動して直していかなければいけないと。これにつきましては、従来から議長が委員長を離脱するというので、議運等もお話がありますけれども、自治法の中で一たんは、常任委員に所属して、そのあと辞職をするという形になりますので、7人の3委員会ではなくて、1つの委員会を8人、あと2つの委員会は7人ということで、連動して改正していきたいと。こちらにつきましては、日程第3の会議規則にもございますが、議会の運営に関わることということになりますので、第2、第3号、この2つにつきましては議会運営委員長の提案になるということで考えておりますので、御審議をいただきたいと思えます。

委員長 それでは、今、事務局から説明がありましたけれども、議員提出議案につきまして、先ほど採決をさせていただきますので、賛成いただきました方は賛成者ということで名前を載せさせていただきますよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 古厩委員と柴田委員はどうされますか。

副委員長 除いてください。

古厩圭吾委員 御遠慮いたします。

委員長 はい、わかりました。

あと、議運の委員長のほうのは、いいですね。ほかにございますか。

副委員長 どの委員会を8人にするかというのは、どこで決めるのですか。

議会事務局次長 一応、議会運営委員会で決めたいと思いますけれども、最終的には7人ずつになるのですが、今、事務局で考えているのは、条例のトップにある総務環境委員会を8人にして、実質は7人でやっていくということで考えております。

それから、議員提出議案につきましては、従来、確認のためにもう一度お集まりいただきまして、条例をお配りして見てもらうということがございましたけれども、この案文で賛成者等に名前が載るだけですので、もし御了承いただければ、当日の朝、議場に入る前に皆さんにお配りして、同じものが議場にあるということで御確認をいただきたいと思います。

委員長 それでは、短期間ではございましたけれども、本日決定をしていただきまして本当にありがとうございました。議長のほうからあいさつをお願いいたします。

議長 大変、本会議に続いて、議員定数等検討特別委員会を開いていただきまして御苦労様でございました。議会改革の一環として、定数削減ということで、改革委員会さん、何回も会議を重ね、そしてまた議論をしあつた中でございます。最終的には、議員定数等検討特別委員会を設置しまして、きょう、ここに決定されたわけでございます。来る途中大変、議論の白熱するところもあつたわけでございますが、本当に、この件につきましては、慎重審議に議論していただいたこと、本当に感謝申し上げている次第でございます。次回の選挙からは、定員が2人削減されるわけでございますが、優秀な議員が出てきて、また、この行政対、議会対、白熱した議論を交わらせてもらうことを期待しているところでございます。大変、この特別委員会につきましては、お骨折りいただきましたことを感謝申し上げて、議長のあいさつとします。ありがとうございました。

委員長 どうも御苦労様でした。

それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時09分 閉会

平成21年3月5日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

議員定数等検討特別委員会委員長 永田 公由 印